

社会福祉法人無門福社会行動計画

職員が仕事と家庭生活の調和を図りながら、その能力を十分に発揮できるよう働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2021年7月1日～2023年6月30日までの2年間

2. 内容

目標1：在宅勤務やテレワーク等の場所にとらわれない働き方の導入。

<対策>

- 2021年 7月～ 在宅勤務の内容や問題点、導入に向けての検討開始。
- 2022年 4月～ 試行実施後導入可否を判断し、制度導入。

目標2：年次有給休暇取得率を現状よりも改善する。

<対策>

- 2021年 7月～ 年次有給休暇の取得率を調査。
調査後、取得率が低い職員の原因追及。
- 2021年 12月～ 年次有給休暇取得を促進するため、取得に向けた周知・啓発を行う。

目標3：妊娠・出産後の女性職員が継続就業できるよう制度の周知を行う。

<対策>

- 2021年 7月～ 職員への周知方法について検討。
- 2021年 12月～ 育児休業や時短勤務制度について職員へ周知。